

報道関係者各位

令和5年5月10日

住民訴訟への対応について

市が委託した業務にかかる成果物に契約不適合があったとして、受託業者等に損害賠償請求を怠ることが違法であることの確認を求める住民訴訟が提起されました。

市は、これに応訴することとし、顧問弁護士と協議しながら適切に対応してまいります。

1. 事件番号等

令和5年（行ウ）第7号 怠る事実の違法確認請求事件

2. 提訴年月日

令和5年3月10日

3. 原告

舞鶴市在住の個人（2名）

4. 被告

舞鶴市長 鴨田秋津

5. 管轄裁判所

京都地方裁判所

6. 原告主張の概要

市は、令和2年度から令和3年度にかけて実施した「五老スカイタワー再生可能エネルギー導入及びコミュニティFM中継局設置工事」において整備した加佐地区のFM中継局に電波が届かなかったために、令和3年度に受信局を新たに設置する追加工事を実施した。

追加工事が必要となったのは、FM中継局設置工事の基本設計と詳細設計を受託した業者の成果物に契約不適合があったためであり、当該業者が適切な成果物を提供していれば、追加工事は避けることができた。

このため、市は、追加工事の経費1,990万円を損害額として当該業者等に対し、損害賠償等を請求するべきであり、これを怠ることが違法であることの確認を求める。



住民訴訟に対するコメント

「顧問弁護士と協議しながら、真摯に対応して参ります。」

舞鶴市長 鴨田秋津